第1章 食育推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な 食生活を実践できる力を育むことです。食べることは生涯にわたって続く営みであることから、食育 は生きる上での基本であり、子どもはもちろん、大人にとっても大切です。

本県では、食の安全安心及び食育に関する施策を総合的・計画的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現をめざす「食の安全安心と食育に関する条例」を平成 18 年 3 月に制定しました。この条例を踏まえ、平成 19 年 3 月に「食育推進計画~食で育む 元気なひょうご~」、平成 24 年 3 月に「食育推進計画(第 2 次)」、平成 29 年 3 月に「食育推進計画(第 3 次)」を策定し、保健、農林水産、教育を中心として関係部局が連携し、食育を推進してきました。

これまでの 3 次にわたる計画の推進により、全市町で食育推進計画が策定され、食育に関心のある人や地域と連携した食育活動に取り組む組織・団体の増加、学校での食に関する指導の充実、直売所利用者の増加など、食育の実践と連携は着実に進展してきました。

一方、子どもや若い世代における朝食摂取率や、地域の行事食・郷土料理を知って作ることができる人は、計画策定時と比較して横ばいであることに加え、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足など食生活に起因する生活習慣病等の増加、若い女性の過度の痩身や高齢者の低栄養等への対応など、食に関する健康問題は依然として多く残っています。

人生 100 年時代を見据え、安心の基盤は「健康」であり、健康寿命を延伸するためには、乳幼児期を含む子どもとその親、若い世代から高齢者に至るまで、生涯を通じて県民一人ひとりが栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、健康で心豊かな食生活を実践していくことが重要です。

また、単独世帯が増加し、家庭の状況や生活が多様化する中で、誰一人取り残すことなく食育の機会を広く届けられるよう、市町をはじめ関係団体や民間企業など、多様な食育関係者との連携がますます必要となってきます。

さらには、食品ロスの削減など、「持続可能な食を支える食育活動の推進」や、新型コロナウイルス感染拡大防止のための「新しい生活様式」や社会のデジタル化を踏まえた食育を推進していく必要があります。

そこで、これまでの食育推進の成果や課題、食をめぐる現状や課題を踏まえ、食育の推進が持続可能な社会の実現に向けた礎となる取り組みであり、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成につながることを再確認し、県と県民、市町、地域全体が連携と協働を図りながら、「食の安全安心推進計画」と一体的に、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの 5 年間を計画期間とする「食育推進計画(第 4 次)」を策定します。

2 基本理念

本県では、食育の推進により、県民が心身ともに元気(健康)で、豊かな人間性を備え、明る く心地よい家庭が地域に広がり、元気な地域づくりを実現することを基本理念とします。

また、令和の新時代にふさわしい食育推進の実現に向け、新たに、「令和の新時代 人生 100 年時代を健康で心豊かに生きるための食育」をコンセプトとし、「食で育む 元気なひょうご "実践の「わ」を広げよう"」をキャッチフレーズに、次の3つの基本方針により取り組みます。

基本理念

『心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るく心地よい家庭と元気な地域づくり』の実現

コンセプト

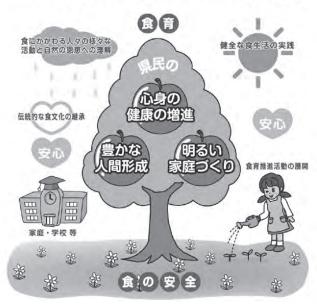
『令和の新時代 人生 100 年時代を健康で心豊かに生きるための食育』

キャッチフレーズ

「食で育む 元気なひょうご "実践の「わ」を広げよう"」

持続可能な食に必要な、「**人の輪**(わ)、**和食文化の和**(わ)、環境の環(わ)」の3つの「わ」を支える食育の実践を推進

〜食を通じた人づくり〜 県民の皆さまとの協働により、元気な「木」を育てましょう。





食育シンボルマーク

出典:食の安全安心と食育に関する条例(平成18年4月1日施行)リーフレット

基本方針

- すべての県民が世代に応じた食育活動をすすめ、元気な地域を つくる
- 県民が生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、 すべての関係者で持続可能な食を支える環境の整備を図る
- "ひょうごらしさ"をいかし、「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育を進める

(ひょうごの五つの国〈地域〉の特長、震災の経験と教訓)

県民一人ひとりが主体的に継続した食育をさらに実践するとともに、すべての関係者が連携・協力し、食育を実践しやすい環境を整え、子どもとその親、若い世代から高齢者に至るまで、生涯を通じた食育を実践することにより、元気(健康)な地域づくりを推進します。

また、食育は、心身の健康維持に必要な取り組みであるだけでなく、環境保全などに配慮した持続可能な社会の実現に貢献できる取り組みといえます。食育に関連した課題は多岐にわたることから、市町や食育活動団体などとの連携を一層密にしていくとともに、企業や大学、地域での食育の取り組みを広げるほか、新たな課題にも食育の推進を通じて対応していきます。

さらに、本県の多様な自然環境、歴史的に形成された五つの国(地域)の特長や、震災の経験から学んだ災害時においても健全な食生活を実践することの必要性など、ひょうごらしさをいかした食育に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」やデジタルコンテンツなど多様なツールを活用し、県民に対し食育をわかりやすく伝え、より一層の理解を深める施策を展開します。

【第4次計画策定にあたって重視した点】

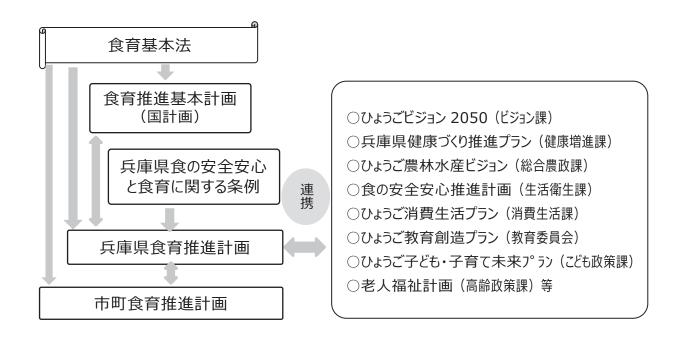
| 「対す 次計 日来だにめたりく主 Docate」 | |
|--------------------------|--|
| 項目 | 概要 |
| 食育の推進による持続可 | 食育の推進が持続可能な社会の実現につながるものであることを意識 |
| 能な開発目標(SDGs) | しつつ、取り組みを進めます。 |
| への貢献 | |
| 若い世代に対する食育 | ライフスタイルに合った効果的な方法 (SNSの活用等) での食育を進めます。 |
| 家庭における食育 | 家庭を通じて、子どもとその親に対する食育を進めます。 |
| 企業における食育 | 多くの県民が 1 日の大半の時間を過ごす職場での食育を健康経営の |
| | 視点から進めます。 |
| 高齢者に対する食育 | シニア世代には、メタボ予防よりフレイル予防の視点で食育を進めます。 |
| 共食の場における食育 | 地域コミュニティ等における「共食の場」での食育を進めます。 |
| 自然に健康になれる食環境づくり | 健康無関心層へのアプローチとして、食品関係事業者等と連携した食育 |
| | を進めます。 |
| 食品ロスの削減等環境に | 食品ロスの発生抑制に向けた取り組みなど、環境と調和のとれた消費 |
| 配慮した食育 | 行動にも配慮した食育を進めます。 |
| 新しい生活様式や社会の | デジタルツールやオンラインを活用した食育を検討し、県民が食育に参 |
| デジタル化に対応した食育 | 加しやすい仕組みづくりを進めます。 |

3 計画の位置づけ

本計画は、「兵庫県食の安全安心と食育に関する条例」第6条の規定に基づき、食育に関する施策及びその目標について定めたものです。

また、本計画は食育基本法第 17 条第 1 項に基づく都道府県食育推進計画として位置づけます。

なお、この計画は、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」のめざす姿を実現する計画の一つとして策定するものであり、「兵庫県健康づくり推進プラン」、「ひょうご農林水産ビジョン」、「食の安全安心推進計画」、「ひょうご消費生活プラン」、「ひょうご教育創造プラン」、「ひょうご子ども・子育て未来プラン」、「老人福祉計画」等との整合性を図り策定します。



4 計画の期間

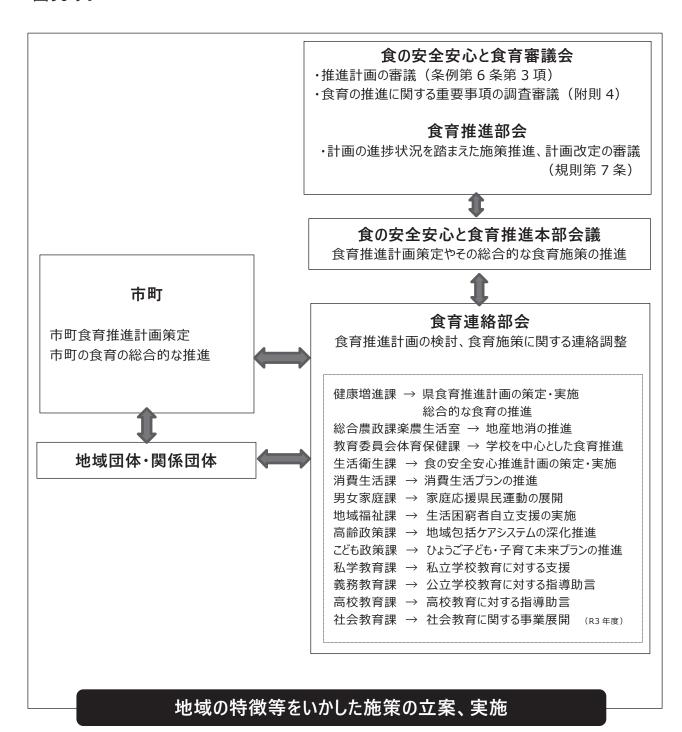
この計画の期間は令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度までの 5 年間とします。 ただし、社会情勢の変化等により計画の見直しが必要となった場合には、「食の安全安心 と食育審議会」の意見を聴いて、必要な見直しを行います。

5 計画の推進体制

知事を本部長とする「食の安全安心と食育推進本部」において、関係部署、県民局が連携 し、県を挙げて施策の総合的な推進を図るとともに、計画の進行管理、調査を行います。

本県が設置している「食の安全安心と食育審議会」や「食育推進部会」において、それぞれの専門的な視点から、推進状況の評価、検証を踏まえた調査を行います。

計画の推進に当たっては、国や他の都道府県及び市町、関係機関・団体との緊密な連携を図ります。



6 計画の管理

(1) 計画の公表

計画を定めたとき、または変更したときは、条例第6条第4項及び同条第5項の規定に基づき、県のホームページ等で速やかに公表します。

(2) 年次報告

計画に基づく施策の実施状況について、定期的に調査等を実施し評価を行い、条例第6条第6項の規定に基づき、県のホームページ等で公表します。

7 関係者の役割

食育の主役は県民であり、県民一人ひとり、その家族や仲間が主体的に食育を実践することが重要です。

また、すべての関係者が連携・協力し、それぞれの役割を果たすことで、実効性のある食育の 推進が期待できます。

(1) 県民(個人・家庭・仲間)

県民一人ひとりが食育をすすめる主役であり、基礎的な食習慣や食に関する知識と実践力を身につけ、食を大切にする心を持ち、健全な食生活の実践や食を通じたコミュニケーション等、食育に対する関心を高め、「農業」や「漁業」など自然とのかかわりを持ちながら、生涯にわたり健全な食生活の実現に努めるものとします。

家庭では、家族で楽しく食卓を囲む、食事づくりに参加する、地域の食を理解するための体験に参加する等、様々な機会を捉えて、家族や地域との交流を持ちながら積極的に食育活動に取り組むものとします。

仲間や友人とは、食の情報を共有する、食事を共に楽しむことによってコミュニケーションを図る、個人の望ましい生活リズムの実践を後押しする、地域で行われる食育活動に一緒に参加する等、共に食育活動に取り組むものとします。

(2) 教育関係者の役割

教育並びに保育に関する職務の従事者及び関係者は、指導計画等に基づく体系的、継続的な食に関する指導を行うことにより、子どもが健全な食生活を実践し、生涯にわたって健康で豊かな人間性を育んでいくための基礎を培うことが求められます。また、家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが期待されます。

①幼稚園、保育所、認定こども園等

幼稚園、保育所、認定こども園においては、子どもが生活や遊びの中で自らの経験や体験を通じて、健康な心と体を育てる基本となる「食を営む力」を育めるよう、組織的・計画的・継続的に食育に取り組むものとします。

②小·中学校

学校においては、校長のリーダーシップのもと、栄養教諭をはじめとして全教職員が連携を 図りながら、教科・特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、食に関する指導の全体計 画、年間指導計画の作成・改善を進め、組織的・計画的・継続的に食育に取り組むものと します。

給食や食事の時間等を通じて、子どもたちの食に関する正しい理解と望ましい食習慣や社会性を養うものとします。

子どもが望ましい生活リズムやマナーを身につけるには、家庭の理解が不可欠であることから、 家庭への積極的な働きかけを行い連携して食育に取り組むとともに、必要に応じて関係団体 や専門家等の協力を得ながら取り組みます。

また、兵庫県学校給食・食育支援センターでは、学校給食を食育の「生きた教材」として 活用し、食育推進活動への支援や地産地消の促進に取り組みます。

③高等学校

高等学校における食育の推進は、教科、特別活動等の学校の教育活動全体を通して行います。また、小中学校で学んだ食に関する知識や望ましい食習慣と関連させ、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などを身につけることで、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育む指導に取り組みます。

④専門学校・大学

専門学校・大学における食育の推進は、入学時のオリエンテーションや健康診断等の節目の行事を中心に実施し、学生の健全な食の自立を促します。

(3) 職場(事業者)

従業員が仕事と家庭を両立し、将来にわたって健康の保持増進ができるよう、事業所健診後の保健指導・栄養指導の実施、食育に関する講習会への従業員の参加促進、健康や栄養に関する情報提供等に努めるものとします。

社員食堂では、県産農林水産物の活用、健康な食事(スマートミール)など健康に配慮したメニューや個人に適した量や組み合わせが選べる提供方法、健康づくりや食育に関する情報提供を行います。

また、経営的視点で従業員の健康管理に取り組む「健康経営」の視点からも、給食部門と

健康管理部門との連携強化が重要です。

(4) 地域団体・関係団体

食生活改善活動を行っている兵庫県いずみ会等のボランティア団体を始め、生活研究グループ、消費者団体、子ども会、婦人会、老人クラブ、自治会等の地域住民による団体やNPO等の地域に根ざした食育活動を行う団体は、それぞれの活動目的や特徴を生かし、調理体験、地域の特色ある食文化の伝承、食の安全安心に関する知識の普及、共食の場づくり等、相互に連携して地域の身近な場で日常的に食育を学ぶ機会をつくり、地域住民と一体となった食育活動に取り組むものとします。さらに、医療及び保健に関する職務の従事者や、それらの関係機関及び関係団体は、それぞれの活動目的と専門性を生かし、相互に連携して県民の食育活動の推進に取り組むものとします。

(5) 農林漁業・食品関連事業者等

食品の生産から製造、加工、流通、販売に至るまでの農業、水産業、食品製造業、販売業等のすべての食品関連事業者や企業は、それぞれの分野における食育を推進し、社会全体での食育推進に努めるものとします。

特に食品関連事業者や飲食店は、販売する食品へ適正な食品表示を行うとともに、食の安全安心に関する情報、健康的なメニューの提供、食育活動の場の提供等、食育に関する社会貢献活動に積極的に取り組むものとします。

また、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会報告書(2021(令和 3)年 6月 23日 厚生労働省健康局)」においては、人々がより健康的で持続可能な食生活を送ることができるよう、特に重要課題となっている食塩の過剰摂取への対策として、まずは内食(家庭内調理)、中食(持ち帰りの弁当・惣菜等)を対象に、「減塩」など栄養面に配慮した食品の選択及び利活用の推進に向けた取り組みが求められています。

マスメディアにおいては、新聞、テレビ等における食事に関連するシーンなども、内容によっては 県民の健康の保持増進にプラスにもマイナスにも影響を与える可能性が想定されることから、適 切な情報発信を期待します。

(6) 市町

市町は地域住民と身近に関わる立場から、食育を住民一人ひとりに浸透していくうえで重要な役割を担っています。

そのため、市町は、国、県がめざす食育の方針を踏まえ、地域の特性を活かした市町食育推進計画の策定、地域団体・関係機関の参画による食育推進会議の設置等、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進が必要です。

さらには、食育の意義を普及し、食育活動をおこなう人材の養成や地域団体と連携した活動の展開等、住民による食育活動を支援し、家庭、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、職

極的な推進に努めるものとします。

(7) 県

国との連携を図りつつ、食育推進計画(第4次)に基づき、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市町や食育関係団体等と連携・協働しながら、人材の養成、その他県民による食育活動を支援します。

健康福祉事務所においては、市町、食育関係団体並びに食育関係者で構成する会議等を開催し、地域の実情に応じた食育推進活動を展開するため、情報共有を図るとともに関係者の連携強化に努めます。

また、市町食育推進計画の効果的な推進を支援するため、食育活動に資する調査研究や プログラム、教材の開発や、国や他都道府県と食育に関する情報交換を行い、地域への情報 提供に努めます。

さらに、食の安全安心と食育に関する重要事項を審議するため「食の安全安心と食育審議会」や「食育推進部会」を定期的に開催し、計画の進捗状況を踏まえた施策の推進、計画改定について審議を行い、施策に反映します。

